

被災された事業主のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

1. 労働保険料・一般拠出金の申告・納期限の指定についてのお知らせ

以下の対象地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての期限を延長していましたが、その申告・納期限については、以下のとおり決定されました。

【対象地域】

岡山県 岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町

広島県 広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

山口県 岩国市周東町

愛媛県 宇和島市、大洲市、西予市

【延長後の申告・納期限】

平成30年11月27日（火）

【対象となる労働保険料など】

平成30年7月5日から平成30年11月26日までに申告・納期限が到来する労働保険料・一般拠出金

※ 申告の手続は、上記申告期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。

※ 岡山県倉敷市真備町については、今後別途決定されます。


2. 納付の猶予 ※申告手続と合わせて、申請が必要です

平成30年7月豪雨により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。

※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。

【対象地域】 **すべての地域で申請可能**

【要件】 **事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと**

 このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]にお尋ねください。

平成30年7月豪雨による労働保険料等の取扱いについて

～労働保険料等の申告・納期限を延長中の皆さまへ～

平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部地域に所在する事業場の事業主の皆様につきましては、本年7月5日以降に到来する労働保険料等の申告・納期限が一律に延長されておりましたが、今般、下記の指定地域におきまして、**延長後の申告・納期限が本年11月27日**となりました。つきましては、お持ちの労働保険年度更新申告書により、労働保険料等の申告・納付を本年11月27日までに管轄の労働局等にて行っていただきますようお願いいたします。

なお、本文書の送付時期等により、申告・納付後に本文書が届いている場合もございますので、ご了承ください（被災により申告書が見当たらない場合などは、下記労働保険徴収課室までお問い合わせください。）。

○指定地域

岡山県	岡山市北区及び東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

（岡山県倉敷市真備町の地域につきましては、納期限が引き続き延長されます。）

ご不明な点がございましたら、下記の管轄の労働局労働保険徴収課室までお問い合わせください。

岡山労働局	労働保険徴収室	TEL 086-225-2012
広島労働局	労働保険徴収課	TEL 082-221-9246
山口労働局	労働保険徴収室	TEL 083-995-0366
愛媛労働局	労働保険徴収室	TEL 089-935-5202

平成30年7月豪雨による労働保険料等の取扱いについて

～労働保険料等の申告・納期限を延長中の労働保険事務組合の皆様へ～

平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

本年7月5日に岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部地域に所在する労働保険事務組合につきましては、本年7月5日以降に到来する労働保険料等の申告・納期限が一律に延長されておりましたが、今般、下記の指定地域におきまして、**延長後の申告・納期限が本年11月27日**となりました。つきましては、お持ちの労働保険年度更新申告書により、労働保険料等の申告・納付を本年11月27日までに管轄の労働局等にて行っていただきますようお願いいたします。

なお、本文書の送付時期等により、申告・納付後に本文書が届いている場合もございますので、ご了承ください（被災により申告書が見当たらない場合などは、下記労働保険徴収課室までお問い合わせください。）。

○指定地域

岡山県	岡山市北区及び東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

(岡山県倉敷市真備町の地域につきましては、納期限が引き続き延長されます。)

○労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出期限について

労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出期限も同様に延長されておりましたが、今般、提出期限は次のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

(岡山県倉敷市真備町の地域につきましても、提出期限は同じです。)

提出期限 平成31年1月31日

ご不明な点がございましたら、下記の管轄の労働局労働保険徴収課室までお問い合わせください。

岡山労働局	労働保険徴収室	TEL 086-225-2012
広島労働局	労働保険徴収課	TEL 082-221-9246
山口労働局	労働保険徴収室	TEL 083-995-0366
愛媛労働局	労働保険徴収室	TEL 089-935-5202